

敦賀市立看護大学学生支援委員会に関する細則

平成26年4月1日

敦賀市立看護大学細則第2号

(趣旨)

第1条 この細則は、敦賀市立看護大学教授会規則（平成26年敦賀市立看護大学規則第4号。以下「教授会規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、看護学部教授会（以下「教授会」という。）が設置する敦賀市立看護大学学生支援委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(委員会の審議事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、教授会に対して意見を提出するものとする。

- (1) 学生の進路・就職についての相談に関すること。
- (2) 学生の学習・生活支援に関すること。
- (3) 学生の健康管理に関すること。
- (4) 学生の課外活動の支援に関すること。
- (5) その他、学生に対する支援に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、学部長が指名する委員8人（各学年の主任4人を含む。）以内で構成する。

- 2 前項の規定による委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし補欠の場合の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから学部長が指名する。
- 3 委員長は、委員のうちから副委員長を1人指名する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会を招集する。ただし、2人以上の委員から要請があるときは、速やかに委員会を招集しなければならない。
- 5 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議を主宰する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(改正)

第6条 この細則の改正は、教授会の議決に基づいて学長が行う。

(その他)

第7条 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の議決に基づいて委員長が定めるものとする。

附則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成29年敦賀市立看護大学細則第1号）

(施行期日)

1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この細則の施行に伴い、新たに就任する委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず平成30年3月31日までとし、再任を妨げない。

附則（令和3年敦賀市立看護大学細則第2号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。